

# 世界遺産講座

## 第8講

### 顕著な普遍的価値とは

世界遺産講座第8講では、世界遺産登録に向けて重要なキーワードである「顕著な普遍的価値」について紹介します。

これまでの世界遺産講座で何度「顕著な普遍的価値」も登場した「顕著な普遍的価値」(Outstanding Universal Value)。極めて難解な用語に聞こえますが、実は簡単で、かつ世界遺産登録において最も重要な要素です。つまり、「顕著な普遍的価値」とは、どの国やどの地域の人でも、いつの時代もどの世代の人でも、どんな信仰や価値観を持っている人でも、誰もが同じように素晴らしいと感じる価値のことを言います。世界中には世界遺産に登録されていない素晴らしい遺産がまだ数多く存在します。しかしいくら素晴らしい遺産でも、それを誰もが同じように素晴らしいと感じることができなければ世界遺産に登録される

ことはありません。このように、世界遺産登録を目指す上では、「顕著な普遍的価値」をいかに言明するかが極めて重要な位置を占めます。自国の歴史を語る上で欠かすことのできない遺産ではなく、それが人類史上、どのような価値を有しているかを示さなければなりません。今回は、世界遺産登録において、一番重要な要素といえる「顕著な普遍的価値」について紹介します。

世界遺産条約では、その前文において「文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しており、したがって、人類全体のために世界の遺産の一部として保存する必要のあるものがある。」と述べ

ており、この中の「特別の重要性」が別の箇所では「顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産」と表現されています。世界遺産の登録を目指す国々が参考にする「世界遺産条約履行のための作業指針」では、「顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び／又は自然的な価値を意味する。」と定義されています。つまり、顕著な普遍的価値を持つ遺産は人類全体のため、保存する必要のあることを述べています。本講座の第1回目でも紹介しましたが、世界遺産の究極の目的は、世界各国が力を合わせて文化遺産や自然遺産を保護していくことで、それが全人類の平和へと繋がることです。この目的を達成するにはその資産を守るべきものとして人類全体が共有する必要があります。そして将来の世代にも適切に伝えるため、現代を生きる我々が遺産保存の責務を担うことを定められています。

世界遺産を目指している資産が

「顕著な普遍的価値」を満たしていると見なされるには、第4講で紹介した登録基準を満たし、今後本講座で紹介する予定の完全性と真实性を満たしている必要があります。完全性とは「顕著な普遍的価値」を証明するために必要な要素が、適切な保存管理体制の下で過不足なく揃っていることです。真实性とは資産のデザインや材質、機能などが本来の価値を有していることです。さらに万全の保護体制が整ってなければなりません。これらが揃って初めて「顕著な普遍的価値」、つまり、人類共通の遺産として認識されることとなります。

世界遺産登録を目指す国々は、前述した作業指針に基づき、「顕著な普遍的価値」の言明を行います。それは、文化遺産・自然遺産を問わずに必要な最も重要な条件といえます。世界遺産を見学される際にその遺産の「顕著な普遍的価値」を理解することによって、さらにその遺産の本質的な魅力を理解できることでしょう。

(明日香村総合政策課)